

# 一般社団法人北海道発明協会定款（抜粋）

## 第1章 総 則

### 【名称】

第1条 この法人は、一般社団法人北海道発明協会と称する。

### 【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。  
2 この法人は、社員総会の決議により必要な所に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### 【目的】

第3条 この法人は、発明の奨励、創意工夫の高揚及びこれらの実用化の促進並びに知的財産権制度の普及啓発を行うことにより、科学技術の振興を図り、もって北海道経済の発展に資することを目的とする。

### 【事業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 発明考案の奨励及びこれらに関する人材育成事業  
(2) 発明考案成果の実用化・事業化促進事業  
(3) 技術交流及び技術移転促進事業  
(4) 知的財産権制度の普及啓発及びこれらに関する人材育成事業  
(5) 知的財産権の利活用促進事業  
(6) 知的財産権に関する調査研究事業  
(7) 前各号に掲げる事業のほか第3条の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

## 第4章 会 員

### 【会員】

第13条 この法人の会員は、次の会員をもって構成する。  
(1) 正会員（この法人の目的に賛同して入会した個人、法人、団体等）  
(2) 賛助会員（この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人、団体等）  
(3) 特別会員（この法人の目的に賛同して入会した自治体、研究機関、団体等）  
2 この法人では、第1項第1号に定める正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

### 【入会】

第14条 この法人への入会は、別に定める入会申込書類を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 会員のうち法人または団体である者は、この法人に対する権利を行使する者を定め届出なければならない。この者を変更する場合も同様とする。

**【会費】**

第 15 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

**【退会】**

- 第 17 条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、現に役員に就任している会員が退会するときは、理事会の承認を必要とするものとする。
- 2 会費を納入せず、督促後なお 1 年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

## 第 5 章 社員総会

**【設置】**

- 第 20 条 この法人に、社員総会を置く。
- 2 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

**【種類】**

- 第 21 条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。
  - 3 臨時社員総会は、必要の都度開催する。

**【議長】**

第 24 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

**【議決権】**

- 第 26 条 社員の社員総会における議決権は、社員 1 人につき 1 個とする。
- 2 議決権は、代理人又は書面若しくは電磁的方法により行使することができる。

## 第 6 章 役員

**【設置】**

- 第 29 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 7 人以上 15 人以内
  - (2) 監事 3 人以内
- 2 理事のうち、1 人を会長、7 人以内を副会長、1 人を専務理事とする。
  - 3 理事の中から、会長又は副会長歴任者を名誉会長とすることができる。
  - 4 この法人では、第 2 項に定める会長及び理事会の決議により予め定める副会長 1 人をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。

**【選任】**

第 30 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 名誉会長、会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 法人法第65条第1項各号に定める者は、理事になることはできない。
- 4 監事は、この法人の理事及びこの法人の使用人を兼ねることができない。

#### 【 任期 】

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第7章 理 事 会

#### 【 設置及び構成 】

- 第35条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### 【 議 長 】

- 第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

## 第10章 定款の変更及び解散

#### 【 定款の変更 】

- 第47条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

#### 【 解 散 】

- 第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第12章 事 務 局 等

#### 【 設置等 】

- 第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。
  - 4 事務局の組織、内部管理に必要な規程その他については、会長が別に定める。

## 会費に関する規程（抜粋）

（目的）

第1条 一般社団法人北海道発明協会定款第15条の規定に基づき、会員の会費に関する事項を定める。

（会費）

第2条 会員は、次の区分に従い、事業年度毎に会費を納入しなければならない。

### 1. 正会員

#### (1)基本口数

- ①個人会員 1口 10,000円とし、1口以上とする。  
②法人会員 1口 30,000円とし、口数の基準は次による。

法人Ⅰ種	中小企業基本法に定める中小企業	1口以上
法人Ⅱ種	法人Ⅰ種に該当しない企業であって、資本金10億円未満又は従業員500人未満の企業	2口以上
法人Ⅲ種	法人Ⅰ種及び法人Ⅱ種以外の企業	3口以上
法人特別	地域の発明協会	4口以上

#### (2)役員就任会員（法人、個人共通）

役員（名誉会長、会長、副会長、理事、監事）就任会員 3口以上  
（前項の基本口数を含むものとする。）

### 2. 賛助会員

個人賛助会員及び法人賛助会員ともに、1口 50,000円とする。ただし、特別の事情がある場合は、協議して個別に定めることができる。

### 3. 特別会員

その都度協議し、決定する。

（会費の納入）

第3条 会員は、当該事業年度の6月末日までに会費を納入しなければならない。ただし、途中入会の場合は、入会時に納入するものとする。